



文責 窪田

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち～
未来へつなげよう 違いを認め合う心～

わが国では世界人権宣言が採択されたのを記念して、1949年（昭和24年）から毎年12月4日から10日までを、「人権週間」と定め、その期間中、人権尊重思想の普及高揚を図るため、様々な啓発活動を行っています。取り分け法務省の人権擁護機関は、人権擁護活動に積極的に取り組んできました。しかし、いまだに、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在しています。

特に最近では、いじめや体罰、児童虐待などといった子どもに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といった人権問題に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、障がいのある人に対する偏見や差別意識を背景として引き起こされた事案などが、社会的な問題となっています。また、2020年東京オリンピック

ク・パラリンピック競技大会の開催に向けて、民族・国籍の違いや障がいの有無等、各人が持つ様々な違いを超えて、誰もが安心して生活することのできるユニバーサル社会を築き、同大会後もこれをレガシー（後世に遺すべき有形・無形の財産）として次世代に継いでいくという気運が高まっています。

そこで、国は本年度の啓発活動重点目標を標記のとおり定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができよう、相手の気持ちを考えることの大切さを一人一人の心に訴えけるとともに、来るべき2020年に向けて、違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていくための啓発活動を展開しています。

免田小の取組

免田小では、12月4日から15日までを人権旬間とし、以下のような取組を行いました。

ねらい 同和問題をはじめとする様々な人権問題について、それぞれの学年に応じて学習し、児童の人権問題に対する正しい理解と人権意識の高まりを図り、差別をなくしていくようとする意識を高める。

内容 ① 人権学習：人権に関する授業を行う。12月5日の授業参観等。

② 人権集会（全校集会）
人権に関することについて、各学年ごとに発表。
・ 熊本県人権子ども集會に参加した児童からの報告。

③ その他
・ アンケート、読み聞かせ等
※ 地域や家庭でもご理解とご協力をお願いします。



人権集会

冬休みを有効に！

○ 家族の一員として家の仕事を手伝い、仕事体験を積みましょう。
○ いろいろな行事等に参加し、日本の伝統や文化に触れましょう。
○ たくさんの人と出会います。礼儀、挨拶、言葉遣い、人とのかわり方などを学びましょう。



父親委員会の皆様
門松づくり、ありがとうございました。

本年もお世話になり、
ありがとうございます。
どうぞ、よいお年を
お迎えください。

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
行事等	元日			仕事始め				成人の日	第三学期始業式	水委員会活動					学力充実タイム	火一斉下校	水一斉下校	木ふれあいタイム	金家族の日	サッカー大会・バスケットボール大会	土給食週間	月給食週間	火児童集会	水一斉下校	木中学校説明会（6年）	金ふれあいの日			縄跳び大会週間	火性教育講演会（3・5年）	水一斉下校
一月の主な動き	楽しい冬休み （命を大切に）																														